

日高川町建設工事入札参加に係る留意事項

(令和5年1月1日施行)

* 建設業法施行令の一部を改正する政令への対応

ア、専任の現場配置技術者が必要な建設工事の請負金額（税込み）が引き上げられました。

建築一式工事以外 4, 000万円

建築一式工事 8, 000万円

イ、特定建設業の許可や監理技術者の配置、民間工事における施行体制台帳の作成を要する下請契約（税込み）の金額が引き上げられました。

建築一式工事以外 4, 500万円

建築一式工事 7, 000万円

ウ、下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額（税込み）が引き上げられました。

特定専門工事 4, 000万円

適用日

令和5年1月1日以降に適用する。

「一般建設業と特定建設業」

- ・一般建設業とは、発注者から直接請け負った一件の工事につき下請代金の額（その工事に係る下請契約が2つ以上あるときは、下請代金の総額）が4, 500万円（ただし建築一式工事については、7, 000万円）以上となる下請契約を締結することが出来ない業者。特定建設業では下請契約の締結上、一般建設業のような制限のない業者